

伊豆市監査委員 告示第 11 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和 2 年 11 月 20 日

伊豆市監査委員 渡邊 光由
伊豆市監査委員 杉山 謙



記

1. 監査の期日 令和 2 年 10 月 5 日 (月)

2. 監査の対象 総合政策部 総合戦略課、秘書室
議会事務局

3. 監査の方法

提出を求めた監査資料等に基づき、各担当課(室)の説明を受けた後、事情聴取並びに関係書類の審査を行った。

4. 監査の結果

監査を実施した範囲においては、関係法令等に準拠して執行されており、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5. 監査の概要、意見

対象部課(室)の監査結果の概要及び意見は、次のとおりである。

総合政策部

(1) 総合戦略課

- ① 総合戦略 K P I の評価は、伊豆市まち・ひと・しごと創世総合戦略による具体的取り組みを目標値として執行管理している。令和元年度の成果目標実績は、「1. 産業力の強化と伊豆市ブランドの確立」で 11 指標中 3 つの目標値を達成しているが、6 つの指標(年間観光交流客数、年間外国人宿泊客数、年間スポーツ交流人口、オリンピック事前合宿の誘致件数、催事出店者数、企業誘致件数及び従業者数)でまだ目標値 80 パーセントに達していない。「2. 笑顔あふれる子育てタウンの創生」では、9 指標中 5 つの目標値を達成しているが、3 つの指標(子育て支援サービスの満足度、保育園の休日保育・19 時までの延長保育、婚姻件数)でまだ目標値に達していない。「3. コンパクトタウン&ネ

ットワークの推進」では、12 指標中 8 つの目標値を達成しているが、3 つの指標（バス停及びバス待ちスペースの整備、女性消防団員数、市が管理する公共施設の延床面積）でまだ目標値に達していない。平成 28 年度から令和元年度までの 5 年間の計画で、全 32 指標中 16 の目標値の達成であったが、「2. 笑顔あふれる子育てタウンの創生」の達成が高く、子育て政策は充実しているが、「1. 産業力の強化と伊豆市ブランドの確立」の達成は低い。コロナ禍における土肥や月ヶ瀬のサテライトオフィスのような新しい形の企業誘致も現実になってきた。大きな企業の誘致は魅力的であるが、伊豆市ではハードルが高く難しい。不使用となる公共施設の跡地利用の課題も同時に解決となる新しい形の企業誘致を模索し、更なる飛躍ができることを期待します。そして課題となっている産業における統一されたブランド化を確立し、伊豆市の目標である「伊豆市に住む人を増やす」という、人口減少阻止対策に繋げていただきたい。第 2 期総合戦略の骨子が固まり次のステップに踏み出していきますが、第 1 期の反省を踏まえ SDG s の視点という新たな理念のもとで目標に向かう戦略方針に、大いに期待します。

② 若者・女性・シングルペアレント移住定住促進事業では、伊豆市ひとり親等移住定住促進事業として、2 回の「移住相談会」、2 回の「就業・移住体験ツアー」、「ひとり親サポートコンシェルジュ事業」、「ひとり親関連情報発信事業」、「ひとり親対象移住定住支援事業」を計画し、実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、「移住相談会」は中止となり、「就業・移住体験ツアー」は、日帰りツアー 1 回に縮小しての実施とした。昨年 11 月に情報を一元化して提供する窓口、ひとり親サポートコンシェルジュを設置し、令和 2 年 9 月時点で 13 件の相談を受けている。「ひとり親関連情報発信事業」として、令和 2 年 2 月に新たに設置開設した移住・定住ホームページ「いずぐらし」の中にひとり親カテゴリーを新設し、情報を定期的に更新しながら提供している。「ひとり親対象移住定住支援事業」については、旅館業に特化した補助金制度を準備し、事業を行っているが、旅館業の就業形態とひとり親の就業ニーズが一致せず、現在までの利用はないため、対象業種の見直しを検討すること。各事業の成果もあり、ひとり親の定住も何件か見られる。コロナ禍ではあるが、更に、ひとり親のニーズに合わせ、受入れ側の事業者の体制整備、市の体制整備及び全市民による暖かい歓迎体制等、ハード・ソフト両面での支援体制整備を図っていき、ひとり親移住定住促進事業の効果が上がることを期待します。

③ 地域づくり協議会の設置状況は、湯ヶ島地区、西豆地区、土肥・小土肥地区、八岳地区、熊坂小学区、月ヶ瀬学区、大東地区の 7 学区に本年度中大見地区が発足し、合計 8 地区の協議会が活動している。各協議会でその地区にあった個性ある事業を実施しており、里山づくり、各種まつり、田んぼアートノルディックウォーキング、ロコモ体操等多種多様である。今後も、各地区の実状にあった適正な事業展開と政策効果を重視した予算執行を期待します。また地域づくり協議会同志の横のつながりを重視した新たな事業の展開を提案し、各協議会の更なる進化、発展を期待します。また未設置学区の実情

を調査、把握し、地域活性化のために何をすべきか自ら考えていく端緒となるよう、手助けをしながら提案・アドバイスを重ね、協議会設立に至ることを希望します。

- ④ バス路線維持事業では、東海バスと伊豆箱根鉄道バスへの補助金の執行状況を確認した。通学、通勤等に必要となる 17 路線について 61,333 千円の自主運行バス事業補助金で路線を保持している。高齢者割引乗車証購入助成事業補助金（いきいきパス）は、申請件数 171 件、補助金執行額 1,726 千円と同時期の前年件数で 35 件、315 千円の減。高校生通学補助金は、申請件数 313 件、補助金執行額 4,067 千円で、同時期の前年件数で 88 件、1,874 千円の減となった。交通ネットワーク調査検証業務委託（予約型タクシー）による地域内交通の実証実験運行は既に終了し、地域公共交通網形成計画の見直しをする予定であったが、コロナ禍により、来年度に延期となった。
- ⑤ 公民連携（PPP）では、昨年度の「市営住宅の管理運営」における民間活力導入のメリット・デメリット、業務の範囲の設定等の整理を進めるために、民間委託や指定管理制度を導入している市町とその業者のヒアリングを実施した。今年度は、県の住宅公社への委託の可能性も併せて方向性を精査しているとのこと。公共施設の管理等を進めるうえで、「市営住宅の管理運営」は大きな課題でもあり、老朽化を考えると時間をかける訳にはいかない。統廃合を含め新たな政策の構築が必要であると考えます。

「萬城の滝キャンプ場の管理運営」については、サウンディングを多数実施し、今年度中の公募を考えていたが、第 2 駐車場の活用を優先して決定し、その後公募していくこととなった。

公民連携は、新庁舎や美術館等の建設などへの活用に欠かせない手法でもある、公民連携による事業が進んでいくことに期待します。なお、公共施設の統廃合、再利用や建設には市民に適宜、丁寧でわかりやすい説明の場を設けるよう願います。

(2) 秘書室

- ① 広報事業では、広報誌「広報伊豆」、FMIS（コミュニティFM）、SNS（Facebook、Twitter、LINE、Instagram）、市ホームページ、定例記者会見等を行っている。広報誌の作成は㈱FMISに一部委託し、広報戦略会議で企画調整を行い、掲載記事の内容を協議する広報調整会議では、広報企画アドバイザーに参加してもらい、紙面構成や写真の使い方等助言をいただいているとのこと。また、SNSの広報媒体の一部を㈱FMISに委託している。Facebookの登録者数では令和元年4月末966人から令和2年4月末現在1,133人と増加。Instagramの写真更新は、㈱FMISの判断で情報発信しており、現在1,384人とフォロワー数も上昇している。

また広報伊豆について、昨年度広報に関する市民アンケートの意見を踏まえ、文字量を減らし、必要な情報を分かりやすくしている。災害時に正確な情報を迅速に、かつ市民に安心を届ける情報発信媒体として、(株)FMISと「災害時における緊急放送に関する協定書」を締結し、活用を図っている。防災、防犯等に関する緊急放送は、市民にとって

一番の情報源となっている。これからも引き続き通常時、災害時の情報発信に期待します。

ホームページについては、現在構成するプログラム、デザイン及びサーバーの業者が異なり、不具合を生じる一因となっている。全国レベルで発信できる貴重なツールであるため、令和4年度のリニューアルには更に充実したものとなることを希望します。

- ② 広聴事業の状況では、昨年、市長との地区懇談会を旧小学校区の13区分に分け行った。今年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため地区懇談会は行わず、4地区での施策説明会を開催する予定である。メールによる問合せや意見・提案も年々増加傾向であり、令和2年度は既に120件に達している。平成30年7月から伊豆市市政女性モニターを設置、第1期は22人のモニター登録があったが、現在は7人と減っている。女性目線から伊豆市行政へ参加していただき、新たな政策の発掘のためにも増員を期待したい。
- ③ 自治会活動事業（区長会と要望等の処理）の状況については、年3回、旧町単位で区長会を開催している。今年度は、4月開催予定の第1回が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。7月の第2回についても、長時間とならないように考慮したため、意見交換の場の設定ができなかった。今後は、アンケート等により区長の意見を聞きながら開催方法を検討していくとのこと。区長の負担軽減を考慮し、今後も区長会の柔軟な対応と地区配布物の削減の取り組み等で、行政とのつなぎ役としての区長会組織の改善と支援をお願いしたい。また地区要望は、翌年度への事業化を要望する案件と緊急を要する案件の2種類があり、各自治会で5件と限定して受けているとのこと。建設部関係が多く、要望に添えないものが多いため、区からの不満の声も多い。予算の範囲内で緊急度・優先度を踏まえ、計画的に実施されるため、理解をいただくよう努めているとのこと。対応できない地区へ、今後も丁寧な対応と説明をもって引き続き努力していただきたい。

(3) 議会事務局

政務活動費は、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として会派(所属しない議員は議員)に対し1人当たり月額15,000円を支給している。伊豆市議会では、平成28年に地方自治法に基づく政務活動費の条例を制定し、3会派と会派に所属しない議員の申請により交付を受け、その収支報告と関係する領収書、調査研究費、研修費等の報告書等を添付し、議長に提出することとなっている。その使途の透明性を確保するため、それらの書類は市のホームページに掲載し、市民が閲覧できるようにしている。政務活動費の基本的な考え方は、①調査研究の目的が市政と関連があること。②支出に必要性・合理性があること。③支出について書類等が整備されていること。④会派としての了承があることの4点である。調査研究等報告書は、調査の結果が有効に活かせる内容を調査項目ごとしっかり報告すべきであり、調査項目に応じた報告内容になっていないものが見受けられた。報告書は、本市及び市民への有益性を考慮した成果・所感として報告願

いたい。また、特に観光地への調査については、目的を明確にし、議員個人の観光見物と誤解されぬよう注意すると共に、政務活動費に対する市民の厳しい目があることを認識し、本年に提起された住民監査請求が今後起こらないよう、伊豆市にとっての有効性と問題点が明確となる具体的な政策提案に資する報告内容にしていただきたい。また、適正な支出が図られるよう、政務活動費の使途判断の拠りどころとなる手引きについて、より詳細かつ具体的な使途基準の明示等検討願いたい。

今後、各会派（議員）で行った調査研究については、市政に活かす事ができるような成果を残し、議員間で知識、情報を共有できる場をつくり、議員自身の識見を高める為の有効なる活用を希望します。

